

収入が多いと 遺族年金は 受けられないの？

Q 自営業の夫が亡くなり、国民年金は加入以来今まで10年間すべて納めていました。私は、会社に勤めており、10歳になる子供もいるため引き続き勤めようと思いますが、私の収入によっては遺族基礎年金が受けられないと聞いたのですが本当でしょうか。私の収入は約600万円です。

A 遺族基礎年金は受けられますのでご安心ください。遺族基礎年金は、国民年金の被保険者などが

遺族基礎年金の年金額

- ・子のある妻が
受ける場合 101万1,500円
- ・子が受ける場合 78万5,500円

亡くなったときに死亡した人生計を維持されていた子のいる妻又は子に支給されます。(金額は下表参照)

あなたの場合、亡くなったご主人が国民年金の被保険者で、加入期間すべて保険料を納められていたようですので支給要件は満たされています。

また、あなたの年収は600万円で生計維持の認定基準である850万円を超えていませんので、亡くなったご主人に生計を維持されていたことになり、お子さんが18歳になる年度末(高校卒業)まで遺族基礎年金が受けられます。

くわしくは、年金係(☎内線247)へお問合せください。

子のある妻が受ける場合は子の加算額がプラスされ子が受ける
ときには2人目以降の子について加算額がプラスされます。

(子のある妻が受ける場合)

(子が受ける場合)

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	785,500円	226,000円	1,011,500円
2人	785,500円	452,000円	1,237,500円
3人	785,500円	527,300円	1,312,800円

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	785,500円	0円	785,500円
2人	785,500円	226,000円	1,011,500円
3人	785,500円	301,300円	1,086,800円

国民年金の加入期間は、通常20歳から60歳になるまでですが、納付期間が不足している場合、60歳から65歳までの5年間任意加入し、期間を増やせる制度があります。

また、平成6年の年金法の改正により、65歳になるまで加入しても受給に結び付かない人は、更に70歳までの最高5年間任意加入することが特例的にできることになりました。対象となるのは、昭和30年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たすまでの間加入できます。今まで納付した保険料を無駄にしないためにもこの制度をご利用ください。

くわしくは、年金係(☎内線247)へお問合せください。



国民年金を受給できない方！
年金不足とあきらめないで
70歳まで加入できます

